

あなたの自己負担割合は

70～74歳の方の医療費の自己負担割合は、69歳までとは異なり、所得の状況などに応じて2割、3割のいずれかに分けられます。

※75歳からは後期高齢者医療制度に移行します。

所得の状況など

窓口での
自己負担割合

●現役並み所得者以外の方 ▶ **2割負担**

●現役並みの所得者の方 ▶ **3割負担**

●自己負担割合は、70～74歳の国保加入者全員の令和7年度(令和6年中)の所得により判定します。

●詳細は右の自己負担割合チェック表でご確認ください。

70～74歳の方の自己負担割合チェック表

世帯に令和7年度住民税課税所得※1が145万円以上の70～74歳の方がいる。

はい

いいえ

70～74歳の国保加入者の
旧ただし書課税所得※2の合計額が210万以下である。

いいえ

はい

収入による再判定

- ①世帯の70～74歳の国保加入者が1人で、総収入金額※3が383万円未満
- ②世帯の70～74歳の国保加入者が1人で、旧国保被保険者※4との総収入金額※3の合計が520万円未満
- ③世帯の70～74歳の国保加入者が2人以上で、総収入金額※3の合計が520万円未満
- ①～③のいずれかに該当する。

いいえ

はい ※5

自
己
負
担
割
合

3割
(現役並み所得者)

2割

※1 住民税課税所得とは…「課税標準額」とも呼ばれ、総所得(収入額－必要経費)から所得控除を差し引いた額(分離所得がある方は、所得の計算方法が異なる場合があります。)

※2 旧ただし書課税所得とは…総所得金額等から基礎控除額(43万円)を差し引いた額

※3 総収入額とは…総所得を算定する際の、控除前の「収入額」の合計

※4 旧国保被保険者とは…国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した後も引き続き同じ世帯にいます

※5 北区で収入金額が確認できない(1月1日時点で北区に住民登録がない等)場合、基準収入額適用申請が必要です。

申請が必要な方には、申請書を送付します(2割に変更となる場合、原則申請月の翌月より変更)。